

宮城県版「障害者差別解消支援地域協議会」について

1 経緯 (内閣府「地域協議会設置の手引き」より)

(1) 地域協議会の機能・メリット

▽ 地方公共団体の機関は以下を目的に「地域協議会」を組織できる (差別解消法17条1項)

- ① 地域における障害者差別に関する相談等の情報共有
- ② 差別解消取組を効果的・円滑に行うための関係機関によるネットワーク

複数の機関等による紛争防止・解決事例の共有	単一の機関では対応が困難な事案の解決を後押し (※協議会自らがあつせん・調整等を行うわけではない)
関係機関等の対応事例の共有	地域協議会構成メンバーの差別解消への共通認識を深める
相談体制の整備	窓口の洗い出し、解決に向けた標準スキームの検討
差別解消取組の共有・分析	現に提供されている合理的配慮事例の収集・共有・分析

特に県単位の地域協議会には広域自治体として、以下の機能も期待される

- ① 市町村・市町村地域協議会のバックアップ、② 国の出先機関との連絡調整、③ 広域的に展開している事業者等への協力要請、④ 周知・啓発活動の広域展開

相談への迅速・適切な対応	障害者・事業者等からの相談を「たらいまわし」にしない関係機関等での共有事例を踏まえ、迅速に権限機関に引継ぎ
紛争解決に向けた解決力の向上	差別解消に向けた認識・望ましい対応等の情報共有 斡旋・調整等の権限機関につなぎ、訴訟に至る前に解決
権利擁護意識のPR	差別解消に積極的に取り組む自治体としてPRが可能

(2) 組織・運営のあり方

組織	特段の規定なし / 既存会議体を活用 (例: 施策推進協議会, 自立支援協議会等)
運営	まずは関係機関が一堂に会して、「顔」の見える関係を構築する

2 本県の方針

▽ 上記メリットに加え、県の差別解消取組等への関係者の参画・協力・助言等を通じた取組効果の向上等を目的に、宮城県版の地域協議会を是非立ち上げたい

▽ 他方、①類似組織の乱立防止、②運営の効率性等の観点から、新たな組織は設置せず、**県障害者施策推進協議会(施策協)に地域協議会が担う機能等を追加することとした**

【施策協が地域協議会の役割等を担うメリット等】

メリット	効率性	国例示の想定構成メンバー(分野)がほぼ網羅されている 施策協の場において、上記メンバーの「顔の見える関係」が既に構築されている
	実効性	施策協は、県施策の意見聴取の場であり、そもそも差別解消は重要議題の一つ
デメリット		設置条例で定員(20名以内)が定められており、メンバー構成の柔軟性に欠ける (現在の施策協委員は、「事業者」が不在だが、これ以上委員は増やせない)

- 上記デメリットに鑑み、**次回の施策協委員の改選時に「事業者」を委員に加える** (県職員である委員3人を除外→次回の協議会から3名は事務局の立場で参加)
- また個別・専門的なテーマの検討の必要が生じた場合は、設置条例第4条に基づく**専門委員(その都度委嘱)で構成する調査チームで議論の深掘り等を行うこととする**

3 宮城県版地域協議会

(1) 組織・運営の整理

名称	宮城県障害者施策推進協議会	根拠	10/26開催の施策協了承による立ち上げ
目的	障害者差別に関する情報共有等を行い、ネットワーク化を図る(法の趣旨に同じ)		
構成員	施策協の委員(議事は施策協の会長が進行)	庶務	県障害福祉課
専門調査チーム(非常設)	施策協で、具体的・専門的な課題等に関する検討が必要と認める時に設置 ※ 施策協委員以外も含めた専門委員で構成(専門委員は知事が任命)		

(2) 実際の運営イメージ

【通常時】 施策協の議題として議論



※ 障害者差別に関する事項のみを議題とする施策協の開催も想定される

【専門調査チームによる検討】



※ 知事が任命した専門家・関係者(少人数)で具体的なテーマ・課題等を検討

新たな協議会を設置するのではなく、施策協の議題の一つに障害者差別を追加

議事進行のイメージ

- ① 県等に寄せられた**障害者差別に関する相談事例・顛末等を共有**(事務局説明)
- ② 当該報告等を受け、**関係機関の対応や取組について委員間で協議**
(必要に応じ、関係機関あての連絡・改善要望や県施策への反映等を検討)
- ③ 必要に応じ、**専門調査チームによる検討を決定**(専門委員の選任を含む)

議事進行のイメージ

- ① 専門チームによる検討の趣旨、検討テーマ等の共有(事務局説明)
- ② 必要に応じ、事業者などの**関係者からのヒアリング・プレゼン等**を実施
- ③ 専門委員間で、**差別発生要因分析や差別解消等について協議**
- ④ 調査結果等を次回の施策協で報告(調査終了に伴い、専門委員は解任)

【参考】 障害者差別解消に向けた県のその他の取組

職員の対応要領	管理職・新任職員等への障害者差別解消に関する内部研修
県民の意識啓発	県の広報ツール(県政だより・出前講座等)等を活用した啓発活動
合理的配慮の提供	県のイベント等での 手話通訳者・要約筆記者の派遣、資料の点訳
相談体制の整備	県の相談窓口の設置(宮城県障害者権利擁護センター&県障害福祉課)、 基本的な障害者差別の相談対応フローを市町村と共有

